

SMBC (CHINA) NEWS



2019年11月6日

外管局、クロスボーダー貿易・投資利便化の12措置を発表

国家外貨管理局は2019年10月25日、《クロスボーダー貿易・投資利便化のさらなる促進に関する通知》（匯發[2019]28号、以下、本通知）を公布し、クロスボーダー貿易・投資の利便化促進に向けた12措置を発表しました（一部を除き公布日より実施）。

2019年以降、外管局は、多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理の改革、資本項目外貨収入支払利便化の試行、適格国外機関投資家（QFII）・人民元適格国外機関投資家（RQFII）の投資限度額の取消、貨物貿易外貨受払利便化の試行など、多岐に渡る金融緩和措置を打ち出してきました。

本通知は、外貨管理政策の改善を目的として、貿易外貨受払利便化試行・資本項目収入支払利便化試行の拡大、非投資性外商投資企業の資本金による国内持分投資の解禁、外債登記管理の簡素化・外債専用口座数の制限取消など、クロスボーダー貿易および投融資利便化について各6措置を規定しました。

※ 外管局は、本通知に関する記者会見の内容もウェブサイトに公布しています。詳細は、以下をご参照ください。

<http://www.safe.gov.cn/safe/2019/1025/14480.html>

<クロスボーダー貿易利便化の6措置>

貿易外貨受払利便化試行の拡大

- 信用が良好な企業の貨物貿易・サービス貿易の外貨受払に対して、銀行は自主的に業務フローを簡素化
貨物貿易については、2019年年初からの粵港澳大湾区・上海・浙江の外貨受払利便化試行を其他地区に拡大
サービス貿易も新たに適用対象に追加
- サービス貿易支払に係る税務備案の電子化業務を推進、情報共有方式により銀行審査の電子化を実現

小規模クロスボーダー電子商取引企業の貨物貿易受払手続の簡素化

- 貨物貿易の規模が累計で年間20万米ドル未満の小規模クロスボーダー電子商取引企業の「貿易外貨受払企業リスト」への登記を免除
- 外管局・銀行は当該受払の真実性を審査し、期中・事後管理を強化

貨物貿易外貨業務の報告方式の最適化

- 業務実施初期段階における輸出入と外貨受払状況について、外管局への報告要求を取消
外管局は、貨物貿易外貨受払が異常・不審な企業に対して重点的モニタリング・検査を実施
- 企業による貿易与信・トレードファイナンスなどの業務報告は、貨物貿易外貨モニタリングシステムによるオンライン手続を実現（2020年1月1日より実施）

SMBC (CHINA) NEWS



輸出収入審査待機口座開設の緩和

- 輸出収入審査待機口座の開設は、企業が自ら決定可能
- 審査待機口座を開設していない場合、銀行審査後の貨物貿易収入は、直接経常項目外貨口座に入金または人民元転が可能
- 外管局に審査待機口座収入申告書を提出する必要がある場合、企業による提出を免除

企業分支機構リスト登記の利便化

- 分支機構によるリストへの登記・変更・抹消手続の申請は、現行の要求に基づき実施
- 分支機構の《営業許可証》の正本または副本は提出が必要だが、企業法人の《営業許可証》は提出不要

工事請負企業の国外資金集中管理の許可

- 工事請負企業は、国外の複数の工事プロジェクトの資金を集中管理、配分したうえで使用可能

<クロスボーダー投融资利便化の6措置>

非投資性外商投資企業の資本金による国内持分投資制限の取消

- 非投資性外商投資企業は、外商投資参入ネガティブリストの管理要求を遵守、かつ国家のマクロ調整コントロール政策に合致していることを前提として、資本金を用いた国内持分投資が可能
資本金を使用した子会社の新設または国内企業の買収などが対象
従来は、外商投資性公司・外商投資ベンチャー投資企業・外商投資持分投資企業、および経営範囲に「投資」が含まれている非投資性外商投資企業のみが資本金による国内持分投資が可能

資本項目収入支払利便化試行の拡大

- 試行企業が資本金・外債・国外上場による調達資金などの資本項目収入を国内支払に使用する場合、銀行が慎重監督管理の原則に基づき取り扱い、一件毎の真实性証明資料の事前提出は不要
上海など12ヶ所の自貿区の試行を2019年に新設された6自貿区および上海市全域に拡大
今後、ニーズのある特殊経済地域などに試行を拡大したうえで、適時、全国に拡大予定

資本項目外貨資金の人民元転・使用制限の緩和

- 国内機構または個人が国外投資家に国内企業の持分を譲渡する場合、直接銀行において持分譲渡の対価の人民元転・使用手続を行うことができ、資金用途の証明書は提出不要
- 国外投資家が入札・取引成立の目的で入金する保証金は、落札・取引成立後に、直接国内の合法的な出資または対価の支払に使用可能、もしくは返金せずに人民元転・支払も可能

SMBC (CHINA) NEWS



外債登記管理の改革

- 外債抹消登記は、企業が所属する外管局の管轄内銀行において直接実施可能、かつ外債抹消登記に対する期限（1ヶ月以内）も取消
2018年末からの広東・福建・中関村（北京）の試行を全国に拡大
- 試行地区において一件毎の外債登記を取り消し、試行地区の非金融企業は、所在地の外管局において一回限りの登記を行い、純資産の2倍以内で自ら外債資金の借入・使用・返済が可能
2019年3月からの多国籍企業クロスボーダー資金集中運用管理の外債一括登記の利便化措置をその他業務に試行的に適用
当該試行は、粵港澳大湾区・海南において先行実施予定

資本項目外貨口座の開設数制限の取消

- 「外債専用口座の開設は一件あたり最大3つまで」「原則、国外保証金払込専用口座の開設は一主体あたり1つまで」「持分譲渡者の国内現金化口座の開設は一件あたり1つまで」などの制限を取消
- 企業は、複数の資本項目外貨口座を開設可能

国内与信資産の対外譲渡試行の推進

- リスクコントロール可能・慎重な管理の原則に基づき、試行地区は、銀行の不良資産・トレードファイナンスなどを含む対外譲渡可能な与信資産の範囲を拡大
当該試行は、粵港澳大湾区・海南において先行実施予定

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階 TEL：86-(21)-3860-9000
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階 1、12、13号 TEL：86-(21)-2219-8000
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心15階15T21室 TEL：86-(21)-2067-0200
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室 TEL：86-(24)-3128-7000
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室 TEL：86-(10)-5920-4500
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 TEL：86-(22)-2330-667
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層 TEL：86-(22)-6622-6677
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階 TEL：86-(512)-6606-6500
 蘇州工業園出張所：江蘇省蘇州工業園蘇州大道西2号 國際大廈16楼 TEL：86-(512)-6288-5018
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8楼 TEL：86-(512)-5235-5553
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室 TEL：86-(512)-3687-0588
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階 TEL：86-(571)-2889-1111
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話 TEL：86-(20)3819-1888
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層 TEL：86-(755)-2383-0980
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号 TEL：86-(23)-8812-5300
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大廈4楼-A室 TEL：86-(411)-3905-8500